

# 貧困・格差を解消 できる最低賃金の 改定を！

富山の最賃引き上げ、  
12円では低すぎる！

**今年も県民1万筆署名達成！最賃審議会は労働者・県民の声を聞け！**

**富山県労連は「異議申出書」を提出します！**

**—第6回富山地方最賃審議会は公開で行え！—**

県民のみなさん

富山の審議会は8月26日、目安額に2円上乗せした+12円の時給691円の最賃額を答申しました。しかし、これは貧困・格差の解消にほど遠い金額です。全国では、6円上乗せした千葉県をはじめ、5円上乗せの京都、3円上乗せは大阪・兵庫・滋賀などと続いています。

みなさん、今回答申された691円の最賃額では大人が普通に生活できません。憲法はもとより、現在の最低賃金法そのものにも違反する事態です。こうした違法な最賃制度と実態を直ちに審議会に改善してもらうために、本日、富山県労連は「異議申出書」を提出します。

今年も富山県労連に寄せられた署名は、1万筆を突破しました。毎年、署名に寄せられる県民・労働者の声に応えるために富山最低賃金審議会は、この「異議申出書」の取り扱いを公開で行わなければなりません。9月14日に予定される第6回審議会は“非公開”という時代錯誤の姿勢を改め、正々堂々と労働者・県民の前で審議して、最賃の大幅引き上げに向け議論をやり直すべきではないでしょうか。

**富山県労働組合総連合 931-8313 富山市豊田町1丁目128-11 Tel 076-433-5850 fax 076-433-4750**